

非正規雇用労働条件改善指導員による

事業場訪問相談(無料)のご案内

最近では、アルバイト、パートタイマー、契約社員、派遣社員、嘱託社員等と呼称される非正規の労働者が増加しており、全国的には全労働者の約3分の1を占めているといわれています。

非正規労働者は、生活時間に応じた働き方が選択できるメリットがある半面、その就業形態から労働条件や安全衛生等の確保について懸念され、実際に職場でのトラブル(個別労働紛争)について多くの相談が寄せられているところです。

愛媛労働局では、非正規労働者を雇用している事業場の労務管理の適正化のために、非正規雇用労働条件改善指導員(社会保険労務士等の専門スタッフ)を委嘱し、指導員が事業場を個別訪問し、労働条件等に関する相談への対応や助言を無料で行っています。

〈非正規雇用労働条件改善指導員とは〉

- ★ 非正規労働者の労務管理の適正化及び安全衛生管理のための労使の自主的な取組に関する相談への対応や助言を行います。
- ★ その他、非正規労働者に関する労働基準関係法令等に係る相談への対応や助言を行います。

〈非正規雇用労働条件改善指導員の活用のメリットは〉

指導員を活用することで、労働関係法令に抵触することなく、労使間のトラブルを未然に防止することができます。また、労働者の働きやすい環境を作ることにより労使間の信頼関係を高め、モチベーションを向上させることができます。

指導員は、守秘義務を負っていますので、相談した内容が外部に漏れることはありませんので、ご心配なくご相談ください。

※ 裏面の「非正規雇用労働条件改善指導員利用申込書」を利用し、FAX等でお申し込みください。

〈問合せ先・申し込み先〉

愛媛労働局 労働基準部 監督課

TEL 089-935-5203

FAX 089-935-5247

〒790-8538 松山市若草町4番地3

松山若草合同庁舎5階

平成 年 月 日

→FAX 089 (935) 5247

愛媛労働局労働基準部監督課

非正規雇用労働条件改善指導員 あて

非正規雇用労働条件改善指導員利用申込書

事業場名	
所在地	〒
電話番号 FAX番号	() ()
御担当者 職氏名	
相談したい内容 〔可能な限りご記入ください〕 ※日程等については、おって御連絡のうえ、調整させていただきます。	<input type="checkbox"/> 有期労働契約に関すること <input type="checkbox"/> 労働関係法令全般に関すること <input type="checkbox"/> 非正規雇用労働者の安全衛生に関すること <input type="checkbox"/> その他（具体的にご記入ください） 〔 〕

【お問合せ先】

愛媛労働局労働基準部監督課

非正規雇用労働条件改善指導員

松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎5階

電話番号 089 (935) 5203

FAX番号 089 (935) 5247